

アメリカにおける「政党システム」の再編（三）

——「ポスト」リベラリズム的政策原理の模索——

坂 部 真 理

【目次】

序章 「ポスト」ニューディール期と再編成論の揺らぎ （以上、一九七号）

第一章 再編成の限定的繼承論の検討 — 共和党優位の再編成論 —

第二章 共和党優位の「政党システム」の構築 — 六〇年代リベラルの変容と限界 —

第一節 「第五政党システム」の構築と変容

(一) ニューディール期の紛争枠組み

—リベラリズム原理と「ニューディール連合」の編成 —

(二) 六〇年代における紛争枠組みの変容

—「ニューポリティクス派」とリベラル福祉国家の変容 —

第二節 共和党による「紛争の転位」——経済的争点の再定義——

- (1) 共和党候補のフレーミング戦略
(2) 計量分析

結論

(以上、本号)

第三章 九二年大統領選挙

第四章 医療保険改革

第五章 九四年以後の転換

結論 九〇年代政治の不安定性——フレーミングの交錯と政策経路の「狹隘化」——

第二章 共和党優位の「政党システム」の構築——六〇年代リベラルの変容と限界——

はじめに

前章では、従来の再編成論 (realignment theory) が、アメリカ政治におけるいわゆる「政党システム」再編成の発生メカニズムをどのように説明してきたかを検討した。本稿は、既存の理論には、政党・政治家による有権者の動員過程への視角の弱さという問題性があることを指摘し、フレーミング論の枠組みに基づいて、特に争点に対する有権者の認識を政党・政治家が構築する過程に注目する必要があると主張した。本章では、この枠組みに基づき、

六〇年代末から漸進的に進行してきた共和党優位の再編成過程を再構成する。分析の焦点は、政党（特に共和党側）のフレーミングであり、共和党がいかなる言説によって「紛争の転位」を志向し、その効果はいかなるものであったのか、が検討課題となる。まず第一節では、比較対象として、元来の「第五（ニューディール）政党システム（一九三二年～一九六八年）」を検討し、当時の民主党一党優位体制を支えた紛争枠組みと支持基盤編成を概観する。次に、この「第五政党システム」の解体の契機となつたとされる、六〇年代の民主党の戦略・政策原理における変容について述べ、共和党による対抗的な再編成戦略の登場の背景を整理する。第二節では、共和党大統領候補の言説と党綱領に基づいて共和党による「紛争の転位」戦略の内容を明らかにした上で、六八年～八〇年代までの大統領選挙のデータを用いて、この戦略の効果を検証する。

第一節 「第五政党システム」の構築と変容

（一） ニューディール期の紛争枠組み——リベラリズム原理と「ニューディール連合」の編成——

序章で述べたように、「第五（ニューディール）政党システム」における中心的争点は、連邦政府による市場介入・物質的分配の是非に関する「経済的争点 economic issues」であった。この対立軸の原型は、大恐慌によって壊滅的な打撃を受けた国内経済の復興と失業者の救済が最大の争点となつた三二年大統領選挙において提示された。

当時の失業率は、二九年の三・一二%から一四・九%まで急増しており、農民の反乱など、全国的に噴出した様々な社会運動によつて、「第四政党システム（一八九六～一九三二年）」の優越的政党（dominant party）であった共和

党の政策原理「経済的自由主義」と「小さな政府」に対する異議申し立てが急速に拡大しつつあった。しかしながら、「」のよう社会内に蓄積され、端緒的に表出された有権者の不満が、優越的政党に対する一過性の反乱（「逸脱選挙 deviant election」）に止まらず、以後も持続する新「政党システム」の確立（「再編成 realignment」）に至るためには、政党（特に少数党側）が、有権者に対して新たな選択肢を提示し、代替的な政策原理の下にその不満を安定的に統合することが必要である。したがって、三二一年大統領選挙において、民主党候補ローズベルト（Franklin D. Roosevelt）は、大恐慌の「解決策」として「大きな政府」政策を提示し、当選後は、政権第一期を通じて、新たな言説によるその正統化を志向していくのである。

この選挙においては、大恐慌の原因とその解決策をめぐって、両候補による「解釈の闘争」が展開された。すなわち、共和党的フーヴィー大統領（Herbert Hoover）は、その原因を一時的な景気の調整局面に求め、「小さな政府」と市場の自律的な均衡回復こそが、有効な解決策であると主張した。彼は、連邦政府による市場介入や「ボーグバーレル的な歳出」は市場による調整過程を阻害し、むしろ経済復興を遅らせるとして主張したのである。⁽²⁾これに対して、ローズベルトは、この選挙の段階では、具体的な政策の提示には至らなかつたものの、この共和党的見解に根本的に対立する解釈を提示した。すなわち、彼は、大恐慌をまさに市場の調整機能の限界の徵と解釈し、連邦政府が経済に対して積極的に介入し、貧困者の直接的救済を行う必要性を主張したのである。

現在では、このローズベルトの「ニューディール」政策が、実際に大恐慌からの脱却に有効であったのか、といいう点に関しては懷疑的な見解も示されている。⁽⁴⁾しかしながら、三二一年選挙において、彼の言説と積極政府主義は、経済的窮屈からの早期救済を要求する大多数の国民に受容され、彼は一般投票では五七・四%、選挙人投票では四七二票（フーヴィーの得票は、それぞれ三九・六%、五九票）を獲得して、圧倒的な勝利をおさめた。⁽⁵⁾そして、

彼が「大きな政府」政策によって、新たな対立軸と多数派構築の可能性を開いたことによって、この二二一年選挙は、アメリカ政党史における「第五政党システム」の起点（「決定的選挙 critical election」）と位置付けられたのである。しかしながら、「大きな政府」政策が体系化され、支配的な政策原理として安定化する上では、このニューディール初期は未だ過渡期であった。なぜなら、政権成立後、諸改革をめぐって様々な集団間の対立が顕在化したために、民主党は、改めてどの層に立脚すべきかについての選択を迫られたからである。小林によれば、当初のローズヴェルトの戦略は、連邦政府と、労資双方を含む幅広い業界団体との間に協力体制を構築することによって大恐慌の原因となつた需給関係の不均衡を克服し、同時に彼らからの支持調達をも志向する、ところであつた。⁽⁶⁾ 例えば、初期ニューディールの政策的支柱であつた三三年の全国産業復興法（the National Industrial Recovery Act. 以下、NIRAと略）は、各産業において労資協力体制を構築し、生産・価格調整を促進することによって「資本と労働」とを同時に救済し、受益者化する機能をもつていて⁽⁷⁾。同様に、もう一つの支柱である農業調整法（the Agricultural Adjustment Act. 以下、AAAと略）も、政府が農民の組織化と生産調整を支援し、農産物価格を維持することによって農家の救済を意図したものであつた。しかしながら、その後、NIRA体制が労資対立の激化によって短期間で破綻し、三五年にはAAAとともに違憲判決を受けるなど政策レベルでの巻き返しが始まる⁽⁸⁾と、ローズヴェルトは、改めてニューディール改革路線への国民的支持を動員する必要に迫られた。そして、特に三四四年以降、一定の景気の回復により危機感が後退した経営者団体が、再び政府介入への反対姿勢を鮮明化し始めると、民主党政権は、これに対抗するために、三五年頃から次第に「左旋回」し、当初の「労資協調」から「労資対立」へと路線を転換していった（「後期ニューディール」）。そして、「累進課税」、企業活動に対する規制、全国労働関係法（「ワグナー法」）による労働者の権利強化、社会保障法制定などの諸改革によって、労働者・都市貧困層の側に立脚した多

説
数派の構築を模索したのである。⁽¹⁰⁾

このいわゆる「後期ニューディール」期における保守勢力との対立激化と新たな支持基盤の模索という文脈において、ローズヴェルトの「敵 対 我々」の言説が明確化され始める。すなわち、彼は、共和党・独占企業に対抗して「大きな政府」政策への国民的支持を再活性化するために、「経済的争点」を一定の紛争として定義し始めたのである。彼が提示した紛争の「解釈枠組み」を最もよく表すものは、再選を目指す三六年選挙における大統領候補者指名受諾演説であると思われる。彼は、この演説の中で、独占企業・富裕層を、国民を経済的に支配する「経済的王党派 economic royalist」と定義し、困窮する大多数の一般国民（「経済的ピラミッドの底辺に位置する、忘れ去られた人民⁽¹¹⁾」）と対置した。そして、彼は、この選挙をイギリスの政治的專制（political tyranny）からの独立に匹敵する第二の「独立戦争」と位置付け、大企業による経済的專制（economic tyranny）からの市民的自由の解放を主張したのである。彼は、演説において以下のように述べている。

「今日の現代文明の中から、経済的王党派は新たな王朝を建設してきた。新しい王国は物質的事象へのコントロールの集中の上に成り立っている。」⁽¹²⁾

「『困窮するものは自由な人間ではない』。自由とは生計をたてる機会を必要とする。…」の経済的不平等の前に、あまりにも多くの者にとって、かつて我々が勝ち取った政治的平等性は意味の無いものとなってしまった。少数の集団が、彼ら自身の手の中に他の人々の財産、他の人々の金、他の人々の労働—すなわち他の人々の生命—へのほとんど完全なコントロールを集中させてきた。自由は、もはや現実ではないのだ。…」の経済

的專制に對して、アメリカ市民は、ただ政府の組織化された權力にのみ訴えることができる（下線部強調は引用者）⁽¹³⁾。」

ここで、まずローズベルトは、国民の経済的困窮の責任を大企業による市場独占に帰し（前章で述べたフレーミングの作用の②—1・「非難の割り当て blame attribution」による紛争の構築）、経済的争点を「独占企業 対 人民」の紛争として定義している。この三〇年代半ばの階級対立の激化という文脈において、彼は、建国以来「市民的自由の抑圧者」と見なされた連邦政府を、「（独占企業からの）市民的自由の擁護者」と再定義することにより、政府による市場介入・再分配政策への支持調達を志向したのである。

同様に、この演説には、アメリカ版福祉国家の正統化原理である「リベラリズム」の論理が典型的に表現されている。連邦政府による福祉政策は、大恐慌の主因と見なされた過少な国内需要の底上げという観点から正当化されると同時に、アメリカ社会の伝統的な価値規範である「自由」の再定義によつても正統化される（フレーミング作用の②—2、③・政策の道具的正当化・規範的正統化）。すなわち、サンデル（Michael J. Sandel）が要約したように、諸個人の生・価値に関する選択の多元性の保障を課題とする自由主義は、このニューディール期を境に、その実現手段をめぐつて、古典的「自由主義」とその平等主義的異型である「リベラリズム」に分岐していく。古典的な経済的自由主義（ニューディール以降、アメリカにおいては「保守主義」と呼ばれる）が、自由の保護を「政府權力」からの財産権・経済活動の権利の保護と捉え、その制限政府とレッセフェールの原則によって、実際には少数の経済的強者による權力集中と不平等を帰結してしまったのに対し、「リベラリズム」は、右の演説が示すように、当初から社会内の支配的集団の「私的權力」からの自由の保護を課題としていた。したがつて、リベラリズム

は、市場における権力の非対称性という状況において諸個人の自由を実質化するためには、むしろ政府介入が必要である、と論理を反転させ、連邦政府への権限集中を正統化した。そして、連邦政府は、ニューディール期以降、このリベラリズム原理に従って、社会内部の様々な支配的集団（「彼ら」）に対抗して、弱者（「我々」）の権利・自由を保護するために市民社会の諸側面への介入を拡大していくのである（図一）。

ニューディール期において、この原理は、連邦政府による「拮抗力 counteracting power」⁽¹⁶⁾ の組織化・支援として実現された。すなわち、後期以降、ローズヴェルトは、AAAの再構築と全国労働関係法の制定などを通じて、農業経営者、労働者など市場において独占企業に対し弱い立場に立たされた諸集団の組織化を支援し、その交渉力の増大を志向した。⁽¹⁷⁾ この結果、一九二〇年代を通じて低迷状態にあつた労組は、活発な組織化を再開し、同時に政治的には民主党の重要な支持基盤となつていった。また、このような産業関係から排除された失業者・都市貧困層に対しても、ローズヴェルト政権は社会保障法の制定（三五年）によって連邦政府の救済責任を明確化し、福祉給付によって彼らを連邦政府の「受益者」として包摂していく。

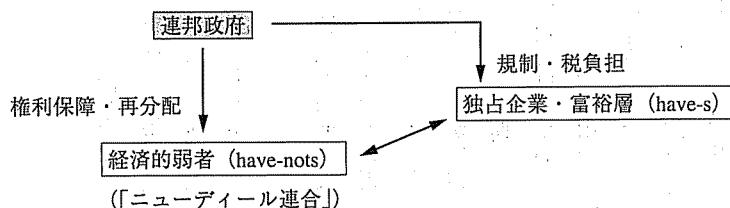


図1：「第五政党システム」における紛争構造

をおさめ、政権基盤を安定化させた（一般投票：六〇・八%、選挙人投票：五二三／五三一票）。そして、この選舉において、保守的な南部農民、伝統的な都市マシーン、北部都市労働者、黒人層を含む都市下層大衆、リベラル知識人など、極めて異質な諸集団ながら大企業への敵対性において一致点をもつ民主党の新たな支持基盤、「ニューディール連合 New Deal Coalition」が編成され、以後、六〇年代まで持続する民主党の一党優位体制と福祉国家的統合様式（「第五政党システム」）が確立されたのである。

ニューディール以後、第二次世界大戦の勃発とともに民主党による国内改革は停滞し、戦後も冷戦の開始による世論の保守化の中で、労働者の権利を制限するタフト・ハートレー法の制定（四七年）など右派からの巻き返しが生じた。しかしながら、五一年、五六六年大統領選挙に当選した共和党アイゼンハワーも社会保障制度の維持を表明したように、リベラル福祉国家体制の基本構造は、共和党政権においても継承された。そして、続く民主党ケネディ政権において、福祉国家は、民主党と共和党主流派となつた北東部稳健派との間でほぼ「コンセンサス化」するに至つた。⁽¹⁹⁾

序章での整理に従えば、「第五政党システム」は、①経済争点に関する②連邦政府の役割をめぐる政党間対立を基軸とし、③優越的政党としての民主党が、④「大きな政府」政策の下に⑤ニューディール連合を統合した体制であつたと言える。南北戦争以後一九二〇年代までは、民主党の支持基盤は主に南部農業層に限定され、共和党がほぼ全ての大統領・上下両院選挙において優位を維持していた。民主党は、この福祉国家体制の構築によって、新たに北部都市労働者層を獲得し、既存の政党システムの基軸であった「南部」対「北部」という「地域分裂」を「持てるもの hases」対「持たざるもの have-nots」という「階級分裂」へと転換した。この階級分裂の構築によつて、民主党は、六〇年代までのほぼ全ての大統領・議会選挙に勝利し、新たな「自然の多数党」としての優位性を確立したの

である。⁽²⁰⁾

しかしながら、六〇年代半ば以降、民主党内の一派とその支持層から「大きな政府」に対する批判が提起されしていく。他の先進諸国と同様、アメリカにおいても、連邦政府の権限集中に対する批判は、八〇年代に本格化する新保守主義に先立つて、左翼側から「ニューレフト運動」として噴出していた。この運動による批判を受けて、六〇年代末には民主党内でも、既存の路線の刷新運動が展開されていたのである。それでは、なぜ民主党は、この時期に（後に新保守主義からの攻撃焦点となる）「大きな政府」の問題性を予め克服することができなかつたのであるか。次項では、この六〇年代の民主党の路線転換が抱えた問題性を検討し、共和党の対抗的再編成戦略が登場する背景を明らかにしていく。

(1) 六〇年代における紛争構造の変容 —「ニューポリティクス派」とリベラル福祉国家の変容—

多くの論者がニユーディール連合解体の原因として、六〇年代の民主党の戦略転換の影響を指摘する。⁽²¹⁾ 例えば、エドソールら (Thomas B. Edsall and Mary D. Edsall) が「連鎖反応」と呼んだように、この時期には、新たに噴出した「ニューレフト運動」と民主党改革派との相互作用によって、多様な新争点が政治化され、既存の紛争構造が大きく変容したのである。

ニューレフト運動は、五〇年代の公民権運動を端緒とし、六〇年代以降は他の民族的マイノリティ、フェミニズム、学生運動、ベトナム反戦運動、同性愛者等へと連鎖的に拡大した多様な運動の総称である。民主党内の改革派

は、これらの運動とその潜在的支持層と見なされた中産階層に支持基盤拡大の契機を見出し、その包摂を志向した。すなわち、豊かな社会において縮小する伝統的なブルーカラー労働者層にかわり、新たに「若年層、黒人、貧困層、高学歴層、社会的に疎外されたもの、マイノリティ、知識人からなる新しい左派連合」⁽²⁾を構築するという戦略を追求したのである。⁽¹⁾の民主党内改革派は、「ニューポリティクス（左）派 New Politics Left」と呼ばれる。彼らは、六八年大統領選挙においてはマッカーシー（Eugene McCarthy）を党の候補者に擁立し、ハンフリー（Hubert H. Humphrey）副大統領を支持する党主流派に対抗し、七一年にはマクガヴァン（George McGovern）の大統領候補者指名獲得に成功して、初めて民主党全国大会における多数派となつた。このニューレフト運動の包摂による多数派構築という「ニューポリティクス派」の路線は、八〇年代には、黒人候補ジエシー・ジャクソン（Jesse Jackson）を中心とする「虹の連合 Rainbow Coalition」に継承され、民主党の大統領候補者選定過程と綱領作成過程に対して大きな影響力を行使していくのである。

この「ニューポリティクス派」の勢力伸長とともに、変容した民主党の政策路線は、ニューディール期と区別され、「六〇年代リベラル sixties liberal」と呼ばれる。⁽³⁾八〇年代に結成されたDLCから「ニューデモクラツツ」が克服を志向した党の既存路線とは、⁽⁴⁾の「六〇年代リベラル」を指す。したがって、以下、六〇年代における民主党の転換と同路線の問題性について順に検討していく。

通常、「六〇年代リベラル」の新要素とは、^{a)}新しい平等主義と^{b)}官僚制批判と要約される。⁽⁵⁾まず、⁽¹⁾の時期の連邦政府は、諸運動の要求により、^{a)}平等化の対象を、ニューディール期の課題であった階級関係から、主に黒人を中心とする人種、性、民族間関係へと拡大していく。伝統的に南部保守層を支持基盤としてきた民主党は、五〇年代まで南部諸州における人種隔離政策を政治的問題として争点化しえず、また、各州政府が福祉の受給資格・給付

水準に関する大きな裁量権をもつていたために、多くの黒人貧困者は福祉国家的再分配から実質的に排除された。⁴⁴⁾しかしながら、黒人層は、戦後の南部農業の機械化による北部工業都市への大量流入にともなって投票権を獲得し、民主党内において南部保守層と拮抗する一大勢力となつていった。この結果、六四年大統領選挙に大勝した民主党ジョンソン (Lyndon B. Johnson) は、六四年公民権法、六五年投票権法の制定によって、初めて連邦政府が人種・性に基づく差別を強制的に禁止する仕組みを構築し、市民的・政治的権利の普遍的保障に踏み出した。また、彼は、「偉大な社会」と「貧困との闘争」において、都市最下層を形成する黒人層の貧困を明示的に課題とし、住宅補助や福祉プログラムの拡大によるその救済を志向した。

しかしながら、六〇年代の平等化の課題は、このような物質的分配の拡張に止まらなかつた。後に「差異の政治 the politics of difference」として理論化される理念を先駆的に体現していた同運動は、不平等の源泉を市場関係のみならず、社会内の支配的規範・文化パターンに求め、従来抑圧されてきた少数アイデンティティの承認をも要求したためである。

この例は、公民権運動の変容に象徴される。公民権法の制定によって法の下の平等が実現した後、公民権運動内では、平等化の定義をめぐる言説の変容が生じた。すなわち、運動の初期に支配的であった統合主義者 (integrationist) が、平等を同一市民としての諸権利の普遍的保障と捉えたのに対し、六〇年代半ば以降台頭した「ブラック・パワー」運動など分離主義者 (segregationist) らは、それを白人社会による「同化」と捉え、ときに白人社会との暴力的闘争を通じて彼らの民族的・文化的差異を強調し、その尊厳回復を要求した。彼らは、既存の価値序列を前提した今までの主流社会への「統合」は、マイノリティへの文化的剥奪と抑圧を再生産してしまうと批判し、既存の白人中心的な文化・表象パターンを変革することによって、黒人アイデンティティの肯定的な再定義を志向したので

ある。²⁷ この「差異の政治」は、平等化運動の新しい「マスター・フレーム」として他のマイノリティへと継承され、同様の紛争枠組みに基づいた新しいフェミニズム、同性愛者、「レッド・パワー（ネイティブ・アメリカン）」、「ブルー・パワー（メキシコ系アメリカ人）」などの運動が連鎖的に噴出した。また、これらの運動は、既存の権威、支配的規範からの解放という点において、白人中産階層を主体とする対抗文化運動、学生・反戦運動などとも理念的接点をもつた。²⁸ このような「伝統的な価値規範の擁護」対「多元的な価値の尊重」という対立軸は、六〇年代以降、女性の労働、家族のあり方、中絶、同性愛、国旗への忠誠、公立学校における宗教的祈祷、麻薬の使用、「オルタナティブなライフスタイル」の是非、犯罪への対応から、八〇年代における多文化・多言語教育、公的言説における政治的公正（political correctness）など様々な問題をめぐって展開されていく。この支配的規範、文化パターンをめぐる一連の紛争は、社会的争点（social issues）と総称され、六〇年代以降、ニューポリティクス派によるその積極的な政治化により、政党間対立軸の新次元として既存の経済争点をめぐる対立に付加されていった。

この潮流の中で連邦最高裁判所は、いわゆる「権利革命」において黒人などマイノリティに止まらず、従来、支配的規範の下で抑圧されてきた諸個人・集団の権利を積極的に承認していく。例えば連邦最高裁は、避妊（六六年）、中絶（七三年）の権利を認めて女性の生殖に関する自己決定権を確立し、六〇年代末には、州政府が福祉受給者の「（婚外出産など）不道徳的行為」を根拠に受給資格を剥奪することを禁じるなど福祉の権利化を進めた。同時期には、黙秘権・デュープロセスの保証など刑事被告人への保護も強化され、七二年には死刑を定めた州法に違憲判決が下された。さらに六〇年代末には、最高裁は人種・性への形式的平等を超えて、ジョンソン政権が導入した雇用・昇進・就学における「積極的差別是正措置」を是認し、集団的権利の承認の方向にも踏み出しつつあつた。²⁹ 「ニューポリティクス派」の勢力伸長により、民主党も、このような個人・集団の権利拡大と経済的・文化的平

等化に対する積極的姿勢を明示していく。六八年綱領は、全市民への住居・雇用・公共サービスにおける平等な待遇を公約し、さらに七二年綱領は、「のりべラルの個人主義的前提を超えて、『集団的差異・権利の承認』」の方向へ進む姿勢をも示していた。例えば同綱領は、「差異の権利 the rights to be different」という項を設け、その中では「強制された同質性に押し込められる」となく、異なる文化的または民族的遺産やライフスタイルを維持する権利^[31]としてメキシコ系アメリカ人、ネイティブ・アメリカンへの「言語・二文化教育を受ける権利、文化保護への特別措置、政府・民主党内の各レベルの意思決定過程における集団代表制の導入を主張したのである。^[32]

以上のような新しい平等主義と並ぶ、「ニューポリティクス派」の第二の要素は、b)官僚制批判であった。彼らは、福祉国家の官僚制・専門家支配と民主党内の党幹部 (party regulars)・ボス支配を批判し、参加民主主義・小規模コミュニティにおける自治を要求した。学生運動は、非人格的な官僚機構による社会統制を批判して「個人がその生活の質・方向性に関する社会的決定に参加する」ことを要求し^[33]、黒人分離主義運動も、独自の黒人コミュニティ・経済圏の自律を主張した。この参加民主主義の要求は、ジョンソン政権の「偉大な社会」にも部分的に反映され、様々な貧困対策プログラムの形成・執行に、受益者である貧困者自身が主体的に参加するというコミュニティ・アクション・プログラム (Community Action Programs) が導入された。また、政党組織に関しては、大統領・議会選挙の候補者選定・綱領作成過程を一般党員・党外社会運動にも開放すべく、予備選挙の制度化や党大会代議員に関するマイノリティへの特別代表権の付与などの諸改革が実施された。この改革は、マイノリティへの政治的影響力の再分配を意図すると同時に、ニューレフト運動が民主党内部に勢力を拡大し、一層の平等化政策を推進する重要な階梯となつた。^[34]

しかしながら、「六〇年代リベラル」の諸改革は、一方での官僚制批判と参加の拡大にもかかわらず、他方では、

以下に述べるよう連邦政府官僚への一層の権限集中を帰結するという側面をもつていた。そして、これは、「ニュー・ポリティクス派」の要求に反してではなく、むしろその要求の帰結であった、という点に重要性がある。問題は、「ニュー・ポリティクス派」におけるa)平等化の拡大とb)官僚制批判―分権要求という二つの理念に内在する緊張関係にあつたと考えられる。したがつて、以下、六〇年代の権利・平等革命が、いかにしてこの連邦政府官僚制の肥大化をもたらしたのかについて、その過程を検討していただきたい。

前項で述べたように、リベラリズムの課題とは、社会内の権力不平等性という状況において、連邦政府が、社会内の「支配的集団」に対抗して「弱者」の自由・権利を保護することにあつた。六〇年代の平等化も、この原理の延長線上にあつた。例えば、権利革命の端緒となつた六四年公民権法は、連邦政府と裁判所に人種平等化を推進する強力な権限を与えた。同法によつて、連邦政府は、黒人市民の権利保障のために、初めて南部諸州の自治の領域に入りし、その人種差別政策を禁止する権限を得たのである。そして、南部における法的な（*de jure*）人種差別政策の撤廃によつて形式的平等が達成された後は、連邦政府は、南部のみならず北部においても残存する事実上の（*de facto*）差別の撤廃へと目標を深化させ、社会内の諸実践・慣行への介入を一層拡大していく。³⁶⁾

公的な人種隔離政策のない北部都市においても、企業・学校における白人多数派の「選択の自由」によつて事實上の人種隔離状態が存続していた。したがつて、六〇年代末、司法省・保健教育厚生省等は、このような諸個人・集団の私的実践・慣行による差別を是正すべく、「積極的差別是正措置」や強制的に人種統合学校を達成する「強制バス通学制度」の導入を決定した。³⁷⁾これ以後、職場、学校における「差別的措置」の存在を争点化するマイノリティの訴訟が急増していくが、このような市民社会内の諸実践・慣行に潜在する不平等性に対する異議申し立ての急増は、州・地方政府のみならず、企業、労組、学校・教育委員会、近隣社会など社会内の多様な集団に対する連邦政

府・裁判所の介入を一層拡大していった。^切同様に、先述の中絶・福祉受給者の権利、死刑廃止なども、連邦最高裁判が様々な「州法」の違憲性を審査するという形で確立された。すなわち「権利革命」も、地域内多数派の支配的規範・政治的決定による抑圧に対抗して少数派の権利を保護するために、連邦最高裁が地方政府の自治に介入するという側面をもつたのである。

サンデルは、リベラリズムにおいて、権利革命と連邦政府の集権化が表裏一体の関係にあつたことを以下のように説明する。

「三〇年代から六〇年代、リベラルは、連邦政府の権力増大を自由の手段と見なしてきた。連邦政府への権力集中と個人の権利・エンタイトルメントの拡大は、手を携えて進行した。リベラルは、連邦政府の権力増大を、市民の基本的権利—公民権やある種の経済的権利を含む—を地域の多数派による侵害に対して保障するためには必要であると擁護した。さもなければ、地方政府は、例えば人種隔離の容認や、非正統的な理由による福祉給付の拒否によって人々から諸権利を剥奪するかもしれない、と彼らは主張したのである（強調は引用者）」⁸³

先述のよう、リベラリズムは、三〇年代の文脈においては市場での支配的集団たる独占企業に対抗し、労働者など経済的弱者の諸権利を保護することを意味した。しかしながら、六〇年代の権利・平等化革命において対抗すべき支配的集団は、（地域社会、職場、学校など）諸コミュニティにおける多数派としての（白人）住民に置き換わっていた。そして、運動の異議申し立てにより、従来市民社会内に潜在していた権力関係が可視化されるにつ

れ、連邦政府はマイノリティの権利保障のために、白人社会内の諸実践への介入を一層増大させていったのである（図1）。

この「連邦政府＝マイノリティ」対「コミュニティ内（白人）多数派」という六〇年代の対立の文脈において、コミュニティの自治、分権を主張することは、むしろ保守側に特徴的な言説であった。例えば、六四年大統領選挙の共和党候補ゴールドウォーター（Barry Goldwater）は、「州権尊重」を掲げて公民権法制定に反対した。彼は、人種平等化の理念への一般的な支持を表明しつつも、「人種関係の問題は、直接関係する人々によって最も適切に対処しうる」⁽³⁹⁾と主張し、連邦政府による南部への介入に反対したが、これは事実上、州政府・諸団体の自治の下で、人種隔離政策を温存することを意味していた。同様に、ジョンソン政権の人種平等化政策を批判して民主党を離党し、アメリカ独立党（American Independent Party）の候補として六八年大統領選に出馬したウォラス（George Wallace）も、強制バス通学を、連邦政府官僚、リベラル・エリートによる市民生活の統制として批判し、州・教育委員会の自治の擁護と、「国内の諸制度へのコントロールの権利をこの国の人民に取り戻す」⁽⁴⁰⁾という主張によつて、公民権政策に反対する南部白人層からの支持調達に成功したのである。

こので重要な点は、コミュニティの自治は、必然的にこのような保守主義を帰結するわけではないということである。近藤が指摘するように、コミュニティ構成員による参加は、従来所与とされてきた秩序・規範を政治的討議の対象とし、新秩序を（既

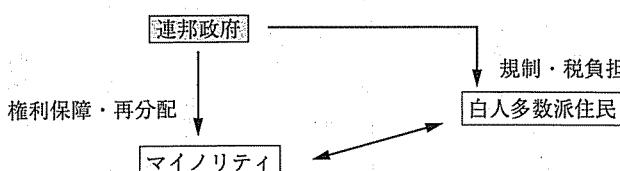


図2：六〇年代のリベラル福祉国家をめぐる紛争構造

存の権力関係の変革を含む形で)「構成」する可能性を有しているからである。六〇年代アメリカにおいても、ニユーレフト運動の興隆により、主流社会内の文化・規範には大きな変容が生じ、かつては自明視された黒人・女性への差別や性・家族に関する伝統的規範はそのままでは維持しえないものとなっていた。したがって、諸コミュニティにおける公的討議の活性化により、(連邦政府の介入・規制に依存しない形で)州レベルにおいてマイノリティへの先駆的な権利の承認や平等化が実現する可能性が存在していたと言えるかもしれない。しかしながら、「自治・分権」は、このような既存の権力関係の変革と同時に、社会内多数派によるその再生産の可能性をも排除するものではない。これが、自由主義の古典的課題としての「多数派の専制」の問題であった。アメリカでも六〇年代半ばには、一般的な人種平等化理念が広範な支持を得る一方で、具体的な平等化政策に関しては、早くも「白人反動 White backlash」が表面化しつつあった。六四年には、カリフォルニア州議会を通過した住宅の販売・賃貸に関する人種平等化法案が住民投票において圧倒的多数で否決され、さらに世論調査は黒人運動の急進化・暴力化や強制バス通学などの強権的な人種差別政策の導入によって、白人層における公民権運動への支持が急速に低下していることを示していた。⁽⁴²⁾ この六四年以降の「白人反動」の急速な拡大という文脈において、ニューポリティクス派の(b)官僚制批判—自治要求は、連邦政権による強権的なa)平等化政策に反対して、白人層の不満を動員するための保守側の言説として転用され、逆に、リベラル・運動側は、このような白人多数派住民の価値規範・政治的決定に対抗して平等化を推進するために、連邦政府・連邦裁判所など市民社会外的な回路にその諸権利の基礎付けを求めるを得なかつたのである。

しかしながら、この六〇年代に拡大したりベラル福祉国家は、ニユーディール期から質的にも大きく変容していた。例えば、ケイヴィン・フィリップス (Kevin Phillips) は、両期間の「大きな政府」の差異を再分配の方向の変化という点から

以下のように要約する。

「民主党のニューディール連合を解体させた主要な力は、黒人の社会経済的革命と民主党のリベラル・イデオロギーのそれに対応する能力の欠如であった。民主党は、リベラリズムのイデオロギー的衝動の犠牲になり、多数者の利益のために少数者に課税するプログラム（ニューディール）を超えて、少数者のために多数者に課税するプログラム（偉大な社会）へと移行してしまった。」

後述のように、これは六〇年代福祉国家の予算配分の叙述としては必ずしも正確ではない。しかしながら、この時期の平等化政策は、一面においては税金、就職・就学機会などの有形・無形の経済的財、政治的影響力、文化的権威を「白人層（特に男性）からマイノリティへ」と再分配する構造を新たにつくり出していた。例えば、主に黒人貧困層を受益者とする福祉の拡大は、受給権の強化と相俟つて「福祉爆発」を惹き起こし、代表的福祉プログラムである「要扶養児童世帯扶助（Aid to Families with Dependent Children、以下、AFDCと略）」の受給者数は、六五年から七五年の間に、ほぼ三倍に急増した。⁽⁴³⁾ このような社会支出とベトナム戦争による軍事費の膨張は、高インフレと増税を帰結し、国民の経済的負担感を増大させていた。⁽⁴⁴⁾ さらに、強制バス通学と積極的差別是正措置も、白人層からマイノリティへと就学・就職機会を再分配することを意味し、特にその負担は、（黒人層と社会的・經濟的地位が競合する）白人下層中産階層・労働者層に集中したのである。⁽⁴⁵⁾

また、六〇年代リベラルによる少数者の価値・権利擁護という原則の追求は、黒人分離主義運動による都市暴動の頻発、麻薬の蔓延、黒人貧困層における婚外出産・犯罪率の急増などの社会問題の一因と見なされ、保守的価値

觀をもつブルーカラー層・中産階層の一部まで反発を広げていた。このように、六〇年代の諸改革は、民主党が新たに獲得を志向したマイノリティ層・諸運動と伝統的な支持基盤との間に経済的・文化的緊張を生み出し、共和党がニューディール連合を分断する契機を用意したのである。それでは、このような社会内の潜在的緊張に対し、共和党は、いかなる言説によつてその動員を志向したのであらうか。また、この共和党の言説のうち、実際に支持調達に有効であった要素は、どの部分であったのか。次節では、六八年以降の大統領選挙のデータに基づき、共和党の再編成戦略の内容とその効果を検証する。

第二節 共和党による「紛争の転位」——経済的争点の再定義——

(一) 共和党候補のフレーミング戦略

前節では、六〇年代の民主党の変容とそれが帰結した問題状況について述べた。この状況を受けて、共和党はいかなるフレーミング戦略による「紛争の転位」を志向したのであらうか。本項では、まず、ニクソンからレーガンに至る共和党大統領候補の言説を基にその諸要素を整理しておきたい。

ニューレフト運動による急進的な平等化と既存の価値規範の解体を受けて、共和党内では、従来の主流派である北東部稳健派に代わって南部保守派が台頭しつつあった。ニクソンは、人種平等化政策と権利革命に対する批判によつて、この南部保守派の支持を獲得し、六八年大統領選挙における党候補者指名の獲得に成功した。

この選挙におけるニクソンの公約は、①社会的争点における「法と秩序」の回復、②外交的争点におけるベトナ

ム戦争の「名譽ある終結」、③経済的争点における「福祉」縮小と要約しうる。彼は、共和党大会における候補者指名受諾演説において、自らが代表する層を「喧騒の中の静かな声、絶叫せず、デモにも参加しない大多数のアメリカ人、忘れ去られたアメリカ人⁽⁴⁹⁾」と定義し、反戦運動やマイノリティの急進的な平等化要求に対し潜在的に批判的な層の動員を志向した。そして、対外戦争の早期終結を訴えると同時に、人種暴動、デモの頻発など国内の「騒乱」にも批判の矛先を向け、「法と秩序」の回復と既存の価値規範の再確立を訴えた。また、「裁判所の判決が行き過ぎ、犯罪に対する能力を減退」させたと権利革命を批判して犯罪・麻薬への厳罰化を訴え、社会的争点に関する文化的保守主義の立場を鮮明化した。しかしながら、このような新しい外交・社会的争点の提起に加え、この演説におけるもう一つの強調点は、既存の経済的争点の再定義に置かれていた。彼は、演説の中で「偉大な社会」を以下のように批判している。

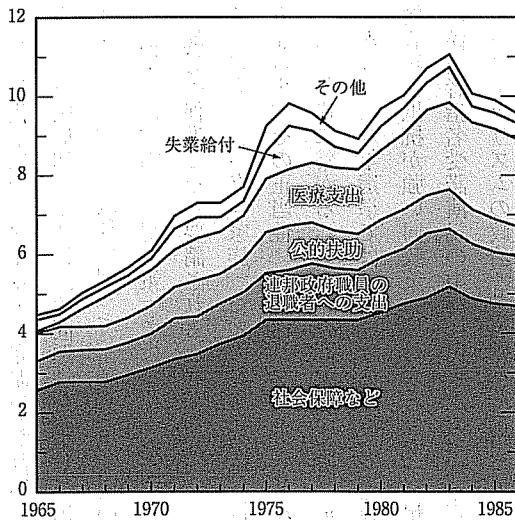
「過去五年間、我々は、失業者のための政府のプログラム、都市のためのプログラム、貧困者のためのプログラムの氾濫を経験し、これらのプログラムから國中に広がる不満、暴力、失敗という醜い収穫を得てきた。今また、我々の敵対者は、同様のものをさらに多く—政府が供給する職、政府の住宅、政府の福祉のためにさらに何十億ドルもの資金を一給付しようとしている。私は、アメリカ合衆国において失敗してきたこれらのプログラムに何十億ドルもの資金を注入することはやめるべき時がきたと主張する。」

この批判の前提は、ジョンソン政権下の財政支出の膨張が惹起した高インフレ・増税に対する国民の負担感の増大であった。この演説の特徴は、ニクソンが、財政規律の喪失の原因として「都市政策」「福祉」「政府による雇

用」など主に黒人貧困層を受益者とする（と一般的に認識される）福祉プログラムの膨張を強調している点にある。ここには、福祉国家批判をめぐる共和党的言説の重要な変化が見出しうる。

従来、共和党保守派は、「大きな政府」を経済的自由主義の見地から原理的に批判してきた。例えば、六四年大統領選挙の共和党候補ゴードン・ローラーは、ニューディール期最大の福祉国家プログラムである「社会保障 Social Security」の解体を主張した。⁵²しかしながら、高齢者を給付対象として、ゆえに中産階層を含む広範な国民を受益者とする同政策は、最も強固な支持基盤を持つ政策であつた。したがつて、彼は、「小さな政府」への支持を富裕層を超えて拡大することができず、大敗したのである。これに対しても、ニクソン以降の主要候補は、福祉国家的合意の「より弱い環」に批判を集中していく。すなわち、右の演説のように、共和党候補は、政府の財政肥大の責任を六〇年代に拡大したマイノリティ政策（「彼ら」への再分配）に帰し、福祉国家下での財の移転を、従来の「富裕層→労働者」ではなく、「（白人）納税者→マイノリティ」として描くことにより、人種間の利害対立を喚起する戦略を開拓していく。この紛争枠組みにより、共和党は、経済的負担と人種暴動の頻発に対する白人労働者・中産階層の不満に訴え、福祉国家的連帯の解体を志向したのである。

しかしながら、この人種間の「経済的利害対立」は、あくまでも共和党による言説的構築物という側面をもつていたという点に注意が必要である。なぜなら、保守派の論者が喧伝した「福祉爆発」の言説にもかかわらず、実際の福祉支出は、「中産階層プログラム」に比べて小さい財政的シェアを占めるに過ぎなかつたからである。⁵³図三が示すように、六〇年代末に社会支出を押し上げた支出項目は、むしろ「社会保障」「医療」など中産階層をも受益者とするプログラムの方であった。しかしながら、六八年以降の共和党は、実際の支出規模にかかわらず、政府の財政膨張に関する非難を「中産階層プログラム」ではなく、専ら「黒人向け福祉プログラム」部分に集中してきた。



出典：Kent Weaver, "Controlling Entitlements", in John E. Chubb and Paul E. Peterson (eds.), *The New Direction in American Politics*, The Brookings Institution, 1985, p. 313.

図3：社会支出の項目別の推移（GNPに占める割合）（単位：%）

例えれば、六八年綱領は、「福祉」の抑制という主張とは対照的に、より大きな財政的シェアを占める「社会保障」に関しては、その拡大（受給開始年齢の引き下げと給付額のインフレに対する自動的調整）を公約していた。このように彼らは、批判対象を「福祉」に限定することによって、六〇年代の福祉国家を階級間ではなく人種間の再分配として描き、白人労働者・中産階層のアイデンティティを福祉国家の「受益者」から「負担者（納税者）」へと転換することによって、福祉縮小・自助に対する支持調達を志向したのである（フレーミング作用の②・1・紛争構築）。

しかしながら、福祉国家的連帯を解体する上では、このような国民多数派の経済的利害に訴えるのみでは不十分である。なぜなら、貧困層への再分配は、たとえ多数の国民の利害に反しても、それが道徳的に正統化される限り、負担者に受容される可能性をもつからである。特に、マイノリティへの財・

機会の再分配は、人種平等化の理念が支配的である限り、歴史的不正義の「補償」として道徳的正統性をもちうる。したがって、共和党ら保守派は、福祉国家的再分配の脱正統化を志向していくのであるが、その際の梃子となつた言説が、いわゆる「貧困の文化」、「ウエルフェアマザー」などの表象であつた。

六〇年代末以降、共和党・保守派の論者は、「福祉爆発」の原因として（数世代に亘る）福祉依存、婚外出産の増大など貧困層側の生活様式の問題性を強調し、福祉給付が、この「自己破壊的」生活を再生産すると主張してきた。ニクソンも、この論理に則つて、福祉が黒人層の「依存を永続化させる」と明確に述べている。この言説において、「福祉」は貧困の「解決策」ではなく「原因」と再定義され、貧困の解決のためには、むしろ福祉縮小による自立・就労の促進こそが要請される。共和党は、この貧困問題の因果連鎖の再定義とアメリカにおける伝統的規範である「自立」「勤労」「家族」などの諸価値の動員により、福祉縮小に対しても、白人労働者・中産階層の経済的利害のみならず、その正当性／正統性（フレーミング作用の②・2／③）を認識させることを志向したのである。

八〇年代に繋がるニクソンの「大きな政府」批判の第二の要素は、先述の官僚制批判—分権要求に関わる。この要素は、六八年選挙では、人種政策、特に「強制バス通学」に関して展開された。ニクソンは、南部白人・白人労働者層に抵抗が強い同政策に反対する上で、「州政府・教育委員会の自治権の尊重」を訴えた。また、彼は、七二年の候補者指名受諾演説の中で、民主党の平等化政策を「ワシントンのマスター・プランナーが人民に決定を下す」「パトーナリズムの政治」と定義し、「州と地方政府の再生」を掲げて「日常生活のコースに影響する決定に関するコミュニティの人々により多くの発言権を与えるべき」と主張した。⁵⁵⁾先述のように、この演説には、「分権・参加」というニユーレフトの言説との類似性が見出しうるが、共和党は、現行の事実上の人種隔離状態を正統化する上で、この「コミュニティの自治」という言説を用いたのである。

経済的争点の「人種紛争」への再定義という戦略は、ニクソン個人を超えて新保守主義政権期の起点となる八〇年代にも継承されていく。特に、福祉縮小と分権は、レーガンにおいてはサプライサイド経済学と結合し、新しい経済成長策としての正当性を付加されていった。

ニクソンと八〇年代新保守主義との間の重要な断絶性は、ニクソンがまだ経済政策に関してはケインズ主義の枠内に止まっていたのに対し、レーガンは、ケインズ主義を脱却し、経済管理パラダイム自体の代替を志向した点にある。すなわち、ニクソンがケインズ主義者を自認し、経営不振に陥ったボーリンググリーン社の救済など連邦政府の経済介入に対しても肯定的であったのに対し、レーガンは、「政府は我々の問題に対する解決策ではなく、政府 자체が問題である」と主張し、経済政策に関しても連邦政府の権限縮小を徹底化した⁽⁴⁷⁾。ウォーターゲート事件によるニクソンの辞任後、七七年に民主党カーターが大統領に就任したが、同政権下におけるスタッグフレーションの悪化により、いわゆるケインズ主義の危機が始まった。物価水準は、七〇年代を通じて二倍以上になり、失業率は、六〇年代の平均が四・二%であったのに対し、七〇年代の平均は六・二%まで上昇した⁽⁴⁸⁾。このインフレと失業の同時発生、財政赤字の累積、「プラケットクリープ」による国民の税負担の急増によって、財政支出による景気循環調整という旧来の手法は信頼性を喪失し、共和党による代替パラダイムの提示への機会が生まれていた。八〇年大統領選挙において、レーガンは、経済を中心的争点とし、政府の市場介入への原理的反対によって民主党との対立軸を設定した。八〇年の共和党綱領は、サプライサイド経済学に基づき、減税・財政支出の削減と規制緩和による民間投資の活性化によって、「インフレ抑制」と「経済成長・職の創出」の両立が可能になると主張した⁽⁴⁹⁾。この言説によつて、「大きな政府」は、経済成長の積極的主体ではなく、むしろその桎梏と再定義されることになり、その支出規模・権限両面の縮小が一層徹底化されることになった。

しかしながら、レーガン共和党の福祉国家批判には、ニクソンの言説との断絶性と同時に連續性も見出しうる。例えば、同綱領は、第一項「自由な社会における自由な諸個人」において、「税金」問題と「福祉システムの改善」問題を結びつけて論じている。

「民主党の政策は、労働・貯蓄・投資・生産と人類の発明の対価に課税している。そして、これらと同じ税制が、借金・失業・消費に補助金を与えていた。現行の個人所得税の構造は、努力と報酬の間の乖離を拡大するよう設計されている。⁽⁴⁰⁾」

「特に六〇年代半ば以降、民主党は、何百万ものアメリカ人が、連邦政府によって補助金漬けにされた貧困状態と政府によって操作された依存状態にあることを意図的に永続化させてきた。これは、特に黒人とヒスパニックに当てはまる。彼らの多くは、官僚制の手中に止まり、アメリカの生活の社会的、経済的主流の外部に囚われたままである。」⁽⁴¹⁾

この言説によれば、福祉国家は、諸個人の労働・経済活動にではなく、貧困者の依存に誘因を与える。したがって、「公正 Fairness」の観点から、労働者に対する報酬（reward）べく所得税減税が肯定されるのであり、逆に福祉受給者に対しては、給付削減と「ワークフェア化」による自立が要請される。この八〇年綱領においても、財政膨張に関する批判は「福祉」部分に集中し、経済的争点は「労働者一般」と「福祉受給者（特にマイノリティ）」との対抗として定義されている。別の箇所においても綱領は、一方では福祉の一種であるフードスタンプに対し、その「途方もない拡大 monstrous expansion と詐取」が「納税者に福祉の支払いを送りつける」と批判し、他方では、

「社会保障」を「我々の政府とその生産的な市民の間の根本的契約」と呼んで「まず維持し、さらに強化する」とを公約していた。⁽⁵²⁾ このように、レーガンにおいても、福祉国家批判は「福祉」部分に巧妙に限定され、経済的争点の「人種紛争」としての構築、貧困の因果関係の再定義による「小さな政府」の正当化／正統化というニクソン以来のフレーミング戦略が見出しうるのである。

さらに、レーガン新保守主義においても、連邦政府の侵害から保護すべきは、諸個人の財産権に限定されない。地方政府への分権に反対したイギリス新自由主義のサッチャーとは対照的に、レーガンは「政府と個人の中間にあり、社会の中心に位置する、家族・近隣社会・職場・その他のコミュニティ」への分権を積極的に主張した。これは、「コミュニティのニーズに最も敏感な地方レベルの政府」⁽⁵³⁾への権限委譲により、連邦政府の画一的サービス供給という限界を克服する意図とともに、「積極的差別是正措置」など人種政策の文脈において用いられた時には、連邦政府の介入を排し、白人住民の多数派専制を維持するという意味をも有していたのである。

以上の経済的争点に加え、レーガンは、女性平等化憲法修正案（ERA）への反対など社会的争点に関する保守主義を徹底化し、外交的争点に関しては、訪中など一定の緊張緩和政策を追求したニクソンと異なり、対共産圏強硬路線と軍事力増強による国際的威信の回復を主張した。したがって、六〇—八〇年代の共和党の「紛争の転位」戦略とは、1)既存の経済的争点の再定義、2)新しい社会的争点、3)外交的争点の提示という諸要素に区分しうると思われる。次項では、この三要素と共和党への投票行動との関係を分析し、共和党の多数派構築戦略の効果を検証していきたい。

(二) 計量分析

本稿は、序章において「ポスト」ニューディール期における政党支持基盤の変容を「階級分裂の縮小と人種分裂の前面化」と規定した。したがつて以下では、この変化の基底にある、六八年以降の一部の白人労働者の共和党支持への移行をもたらした要因を検討していく。

紙幅の制約上、ここでは大統領選挙におけるニューディール連合解体の起点となつた六八年選挙と、共和党候補者がレーガンに交代し、新保守主義政権期の起点となつた八〇年選挙の二年分のデータを用いる。この二回の選挙における白人労働者層の投票行動に対して、各争点に関する同層の選好が、それぞれどの程度の相関を有していたのかが具体的な検討課題となる。⁽⁴⁾

まず、有権者の選好を示す六八年のNESS (National Election Studies) の質問項目としては、経済的争点に関しては「①連邦政府は、国民に安価な医療を保障すべきか」、「②連邦政府は、全国民に対して雇用と良い生活水準を保証すべきか」、「③連邦政府は、黒人に對して雇用における公正な待遇を保障すべきか」、外交的争点に関しては「④ベトナム戦争への介入は正しかったか」、「⑤共産主義国家との対話の是非」、社会的争点に関しては「⑥連邦政府は、学校における人種統合を達成すべきか」、「⑦ベトナム反戦運動への感情温度」がある。八〇年のデータには、「①政府の医療分野への責任」と「④ベトナム戦争」、「⑦反戦運動への感情温度」の項が存在しないが、社会的争点に関しては、新たに「⑧女性が男性と平等な役割を果たすことの是非」、「⑨中絶の是非」が加わっている。これらの諸変数間には、相互に相關関係があることが予想されるため、まず Spearman の順位相関係数検定を用いて変数同士の関係を検討した。重要な点は、六八年、八〇年ともに、白人労働者の「②政府の全国民に對する経済的責任」と「③政府の黒人に対する経済的責任」に對する選好の間に有意な相関が検出されたことである（両年ともロ

（P.01）。前者は、福祉国家原理を一般的に表現した質問であり、後者は、政府の保護対象を黒人（マイノリティ）一般）に限定している。この両変数間に相関関係が一貫して存在することは、六〇年代末以降同層の認識の中で福祉国家原理が黒人への経済的保障と近似化されていたことを示している。福祉国家最盛期の六四年のデータでは、白人労働者の中、②の質問項目に対する「政府には責任がある」と回答した者は全体の三一・〇%、「個人の責任」と回答した者は三九・九%であり、アメリカにおける自立規範の根強さを示していた。しかしながら、この六八年のデータでは、「個人の責任」と回答する白人労働者の割合は、さらに五〇・六%（「政府の責任」と回答した者は二七・八%）に増加している。このような福祉国家原理に対する同層の選好変化は、共和党の言説に沿う形で、同原理が黒人層への保護と認識されたことに関わると考えられる。

また、「②政府の全国民に対する経済的責任」「③政府の黒人に対する経済的責任」「⑤政府による学校での人種統合」の各変数と「政府の権力は過剰に強くなっていると思うか」という変数の間にも、それぞれ両年を通じて有意な相関が存在した（両年とも、 $P<.01$ ）。これに対して、「①医療における政府の責任」と「政府の権力過剰感」の間には有意な相関関係が検出されなかつた（両年とも $P>.05$ ）。前項で述べたように、「偉大な社会」下では、主に高齢者・障害者を対象とする医療保険制度である「メディケア Medicare」「メディケイド Medicaid」が導入された。これらは、ニューディール期以来最大の財政規模をもつ福祉国家プログラムであったが、前者は中産階層を受益者に包摂し、後者は労働市場において自立困難な「援助に値する貧困者 deserving poor」が対象であるために両政策とも高い国民的支持を得ていた。この結果からも、連邦政府の権力肥大への批判の増大は、福祉国家一般の拡大ではなく、特にマイノリティ向けプログラムの拡大に由来する」とがわかるのである。

以上の考察を受けて、次に両年における白人労働者層の投票行動を被説明変数とし、各争点に関する選好を説明

変数として、Wald法による変数減少法を用いたロジスティック回帰分析を行つた。独立変数は、右の政策選好⁽¹⁾～⁽⁹⁾の中で（変数同士の相関が強かつた⁽²⁾／⁽³⁾のうち）⁽³⁾を除外した諸変数（六八年では⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾、八〇年では⁽²⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾）に、政権の業績評価に関する「⁽¹⁰⁾前年と比較した、現在の（社会全体の）経済状況に関する認識」を加えた七変数（八〇年では六変数）とした。被説明変数としては、彼らが共和党に投票した場合をダミー変数⁽¹⁰⁾1、「民主党に投票した場合を⁽¹⁰⁾0に設定した。また、六八年の分析に関しては、「白人労働者のうち六四年大統領選では民主党に投票した者」を対象とし、彼らが六八年には共和党に投票した場合をダミー変数⁽¹⁰⁾1、引き続き民主党に投票した場合を⁽¹⁰⁾0とした。

結果は、表一である。表中の係数^(β)は、ロジスティック回帰係数（B）を、独立変数を標準化した上で算出した値である。この結果によれば、モデルに投入した上記の諸変数のうち最終的に投票行動との有意な相関が認められたものは、六八年では「⁽²⁾全国民に対する政府の経済的責任」と「⁽⁴⁾ベトナム戦争の是非」、八〇年では「⁽¹⁰⁾有権者の景気認識」「⁽²⁾全国民に対する政府の経済的責任」「⁽⁵⁾対ロシア宥和の是非」のみであった。

このうち「⁽⁴⁾ベトナム戦争」と「⁽¹⁰⁾景気認識」は、それぞれの選挙年に固有の短期的争点であり、共和党の長期的な多数派統合を支えた紛争構造とは見なしえない。また、「⁽⁵⁾共産圏との宥和」の影響も、八〇年のみに止まつている。したがつて、両選挙での投票行動に一貫して影響を与えた争点は、「⁽²⁾全国民に対する政府の経済的責任」であったということになる。裏返せば、「⁽⁶⁾強制バス」「⁽⁷⁾反戦運動への感情」「⁽⁸⁾女性の役割」「⁽⁹⁾中絶」などの社会的争点は、全て両年を通じて共和党への投票行動に対する有意な相関を検出しえなかつた。また、経済的争点に関しても、「⁽¹⁾医療分野への政府の責任」は有意な相関をもたなかつた。この質問項目に関しては共和党／民主党投票者を問わず支持率が高く、両集団の選好間に有意な差は認められなかつた。この結果も、同層における「大きな政

府」への反対が中産階層プログラム部分には及んでいないことを示している。したがつて、先の分析と併せると、両時期の白人労働者の共和党シフトに貫して影響を与えた要因は、諸争点のうち、福祉国家原理の是非に関する同層の選好であり、この前提としては、（共和党的フレーミングに沿った形で）連邦政府の経済的役割に関する同層の認識・選好の変化が生じていたということになる。換言すれば、「第五政党システム」の統合原理であつたりベラル福祉国家自体が、共和党による言説作用を媒介として、その

表1：68、80年における白人労働者の投票行動と選好の関係
(Wald方式による変数減少法を用いたロジスティック回帰分析)

68年大統領選挙

	係数(β)	標準誤差	Wald	自由度	有意確率	オッズ比
②政府の全国民に対する経済的責任	-0.226	0.111	4.129	1	0.042	0.798
④ベトナム戦争の是非	-0.177	0.103	2.97	1	0.085	0.838
定数	1.817	0.589	9.51	1	0.002	6.155

対数尤度比統計量 141.461

Nagelkerke R² 乗 0.080

モデルの有意確率 p<.05

N=111

80年大統領選挙

	係数(β)	標準誤差	Wald	自由度	有意確率	オッズ比
⑩有権者の景気認識	-0.37	0.17	6.354	1	0.012	0.651
②政府の全国民に対する経済的責任	-0.42	0.083	7.767	1	0.005	0.793
⑤ロシアとの宥和の是非	-0.41	0.083	7.317	1	0.007	0.798
定数	3.499	0.883	15.685	1	0	33.077

対数尤度比統計量 274.214

Nagelkerke R² 乗 0.153

モデルの有意確率 p<.001

N=220

出典：NES の1968、1980年のデータを基に筆者が作成。

解体・再編成の駆動力として作用したのである。本稿の分析は、「ポスト」ニューディール期のうち二時点のみを対象とし、また共和党の新しい支持基盤のうち「白人労働者層」部分のみを扱うに止まつた。しかしながら、この分析からは、1)「ニューディール連合」の中核であつた同層の福祉国家原理に対する認識・選好の変化が、既に六八年には始まつており、2)少なくともニクソン・レーガン間では、経済的争点を中心とした紛争構造の連續性が存在したことを見明らかにしたと考える。また、この結果は、前章で検討した、再編成の発生を新争点の登場に還元するサンドクイスト (James Sundquist) ノマクスイニー (Dean McSweeney) らの議論に対し、既存の争点の再定義によつても再編成が生じうることを示した点で、政党のフレーミングを重視する本稿の分析枠組みの有効性を裏付けるものである。

結論

本稿は、「ポスト」ニューディール期の政党支持基盤の変容過程を共和党のフレーミング戦略とその客観的効果の計量分析という両面から検討してきた。結果を要約すれば、共和党の再編成戦略は、ニクソン・レーガン間で「新しい社会・外交的争点の提起」と「既存の経済的争点の再定義」という連続性をもち、このうち実際の白人労働者の獲得に関しては、経済的争点が一貫して有効であったということになる。

この共和党優位の再編成の漸進的進行に対し、八〇年代以降民主党内では、統合力を失つた「六〇年代リベラル」路線を転換し、新たな支持基盤再編戦略を模索する勢力が結成された。この「民主党指導者会議 Democratic Leadership Council (DLC)」は、南部民主党議員・州知事等から構成される党内集団であった。彼らは、共和党が

構築した有権者内の人種分裂の克服と、白人労働者層・中産階層の（再）獲得による多数派構築を主張したのである。九〇年代初頭以降、DLCは、この戦略を実行すべく次期大統領選挙の予備選に出馬する候補を模索していた。⁴⁴⁾ DLCの候補が予備選に勝利し、民主党の大統領候補として指名を獲得することは、党の政策転換を有権者に印象付け、かつ同派主導による党綱領作成を可能にするからである。彼らが選出した候補が、クリントン（Bill Clinton）アーカンソー州知事であった。DLC指導者アル・フロム（Al From）らは、彼をDLCの次期議長に据え、ニューデモクラツィー理念を代表する候補として大統領選に出馬するよう強く要請した。当時、全国的にはほぼ無名であつたクリントンは、このDLCの人的・資金的支援の下に、まず民主党内での主導権獲得を志向して予備選に出席したのである。このように九二年大統領選挙は、民主党員／全国民に対してニューデモクラツィーの支持調達戦略の有効性が初めて試される選挙となつた。したがつて、次章では、この九二年選挙を対象とし、彼が展開した共和党に対抗する新再編成戦略の内容と、その効果を検証していく。

注

- (1) 小林清一著『アメリカ福祉国家体制の形成』（ミネルヴァ書房、一九九九年）（以下、小林、九九年と略）、六一頁。
 - (2) Donald Bruce Johnson, Kirk H. Porter, *National Party Platforms, 1840-1972*, University of Illinois Press, 1973, p. 350.
 - (3) Charles A. Beard, *The American Party Battle, The Macmillan Company*, 1928. (C. A. ビアード著、斎藤眞、有賀貞訳編『アメリカ政党史』（東京大学出版会、一九六八年）。(い)の原著はニューディール期以前の分析（第八章まで）で終わつており、本稿の引用部分（第九章）は、全て原著には存在しない訳者による加筆部分である。したがつて、以下、ビアード、六八年と略し、訳本の頁数のみを挙げる）、一七四頁）。
- 三一年選挙の段階では、ローズベルトは「ニューディール」の語と積極政府主義の原則

を提示するに止まつており、具体的な政策内容に関しては、均衡予算・通貨の健全化・株式市場の規制など共和党と大差はないかった。福祉国家化・政府による拮抗力の組織化といったホールドの基本政策が明確化される時期は、政権発足後、特に三五年の後期(1940年代)以降である。

- (4) Dean McSweeney and John Zvesper, *American Political Parties: The Formation, decline and reform of the American Party System*, Routledge, 1991, p. 30.

- (5) Harold Stanley, Richard Niemi, *Vital Statistics of American Politics*, Congressional Quarterly Inc., 1994, p. 113.

- (6) 小林、九九年、七八頁、第11章参照。

- (7) ノートーク、六八年、一八〇頁。

- (8) 1940年にはトマスなどの財界が「自由連盟 Liberty League」を形成し、政府の市場統制に対する反対活動を開いた(同右、一八一頁)。

- (9) 同右、一八二頁—一八三頁。Theda Skocpol, "The Limits of the New Deal System and the Roots of Contemporary Welfare Dilemmas" in Margaret Weir, Ann Shola Orloff, Theda Skocpol (eds.), *The Politics of Social Policy in the United States*, Princeton University Press, 1988 (以下、Skocpol, 1988 と記す)、p. 308.

- (10) 小林、九九年、五五—六〇頁。

- (11) Franklin Roosevelt, "The Forgotten man Speech. Radio Address, Albany, N.Y. April 7, 1932", in *The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt*, Vol. 1, Random House, 1938.

- (12) Franklin Roosevelt, "Acceptance of the Renomination for the Presidency, Philadelphia, June 27, 1936", in *The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt*, Vol. 1, Random House, 1938.

- (13) Ibid.

(4) 本稿では、ある問題に対する「解決策」として特定の政策の有効性・道具的合理性を有権者に認識されるいふを「正当化」、その妥当性・価値合理性を認識されないふを「正統化」として区別している。

(15) Michael J. Sandel, *Democracy's Discontent: America in Search of a Public Philosophy*, Harvard University Press, 1996 (以下「Sandel, 1996」と略), p. 11. 佐々木毅著『アメリカの保守とコングラル』(講談社学術文庫、一九九三年)、九一一五頁。

(16) ニューディール勢力は、経済的不平等性の解決策として社会民主主義的な富の再分配・平準化や産業の国有化を採用するには消極的であった。したがって、政策の軸足は、(1)のような直接的な「富の再分配」よりも「権力の再分配」に置かれていたとされる。すなわち、彼らは、市場メカニズムを基本としつゝ、独占企業に対して弱い立場にある労働者・中小企業・農業生産者を「拮抗力」として組織化し、彼らの実質的な交渉力を増大させるなどを志向した。(1)のように、市場における権力の非対称性を矯正するいふより、「間接的に」所得の再分配を図るいふが、(1)ニューディール的な経済平准化の特徴であった (Samuel H. Beer, "In Search of Public Philosophy" in Anthony King (ed.), *The New American Political System*, American Enterprise Institute, 1978 (以下「Beer, 1978」と略), pp. 10-11.)。

(17) 労組の組合員数は第一次大戦後には五一〇万人に達したが、二九年には三四〇万人、大恐慌後(三三一年)には三三〇万人以下まで減少した。三五年の立法はいの減少傾向を逆転させ、三九年には組合員数は八〇〇万人に達した(労組全体の組織率は二五%) (小林、九九年、五五頁)。

(18) 同上、第一章参照。

(19) Kenneth S. Baer, *Reinventing Democrats: The Politics of Liberalism from Reagan to Clinton*, University Press of Kansas, 2000 (以下「Baer, 2000」と略), p. 14.

(20) 一一一一年から六八年までの期間中、民主党は上院では一五期、下院は一九期にわたって多数党となつた。

- (21) ニューポリティアル連合解体の原因として既主党内での「ニューポリティクス派」の勢力伸長を指摘した代表的研究としては、Richard M. Scammon and Ben Wattenberg, *The Real Majority*, Coward, McCann and Geoghegan, Inc., 1970 (以下、Scammon and Wattenberg, 1970 と略)、Kevin P. Phillips, *The Emerging Republican Majority*, Arlington House, 1969 (以下、Phillips, 1969 と略)がある。ベヤーナコバムの分野で同様の見解を示した文献としてはThomas B. Edsall, Mary D. Edsall, *Chain Reaction*, W.W. Norton and Company, Inc., 1991 (以下、Edsall=Edsall, 1991 と略)。E. J. Dionne, Jr. *Why Americans Hate Politics*, A Touchstone Book, 1991 (以下、Dionne, 1991 と略) 参照。
- (22) Scammon and Wattenberg, 1970, p. 280.
- (23) ニューポリティアルの用語をめぐる政治理論と現実政治の使用法の違いに注意が必要である。「ニューポリティクス派」やジャクソンの「虹の連合」の要求は、マイノリティへの特殊な集団的権利の承認・集団代表制の導入などを含んでいるため、理論的には「差異の政治」や多文化主義に近いものであり、個人主義を前提する「リバーラル」を彼らへの呼称として用いることは、本来は適切ではない。しかしながら、共和党は、最終的に「大きな政府」の肥大化を帰結した「ニューポリティクス派」に対する否定的なラグリンクとして、彼らを「リバーラル」と呼び、また、後述のDLJも、同派を「リバーラル原理主義」と批判して、彼らとの差異化を志向하였다。したがって、以下では、本稿の「現実政治における語用法」に限り、「ニューポリティクス派」を「六〇年代リバーラル」と記述する。参考文献。
- (24) William Galston and Elaine Chilla Kamarchik, "The Politics of Evasion: Democrats and the Presidency", Progressive Policy Institute, 1989, pp. 2-3. 本稿では、この二つの「ニューポリティクス」派との対立の過程を詳述する。これはどちらかが、この過程を分析した業績としても、Bauer, 2000, chap. 4, 5 を参照。例えば、ジャクソンは、市場原理を肯定するDLJを「有閑階級のための民主党 Democrats for the Leisure Class」とする (ibid., p. 81)。これは対して、DLJは、六〇年代に党と結びついた強めた黒人団体、フュ

- (24) „「」バム運動などを共和党と同様に、「特殊利益集団special interests.」と批判し、彼らの影響力から民主党が脱却すべからぬと訴えた。」との方針に対する。(Ibid., p. 41)。ヤクソンは、民主党は「特殊利益集団」を「家族のメンバー」へと擁護すべからぬ、主張し、党的多数派構築戦略・政策原理の指向性をめぐりて同派を激しく批判した(Ibid., pp. 132-133)。
- (25) Beer, 1978, pp. 25-32. Dionne, 1991, pp. 37, 46.
- (26) Skocpol, 1988, p. 303.
- (27) Sheila D. Collins, *The Rainbow Challenge*, Monthly Review Press, 1986, p. 38.
- (28) David A. Snow and Robert D. Benford, "Master frames and cycles of protest" in Aldon P. Morris and Carol McClurg Mueller (eds.), *Fron-tiers in Social Movement Theory*, Yale University Press, 1992, p. 138.
- (29) Dionne, 1991, pp. 40-41.
- (30) Edsall=Edsall, 1991, pp. 108-111. (英訳、一七八一-一八〇〇頃) Sandel, 1996, pp. 87, 94-100.
- (31) Donald Bruce Johnson, Kirk H. Porter, *National Party Platforms, 1840-1972*, University of Illinois Press, 1973, pp. 790-791.
- (32) *Ibid.*, pp. 792-793, 804-805. (英訳、一九七〇年代) 文化・言語教育や後述の積極的差別是正措置、集团代表制の導入は、「差異の政治」の論者
が支持する政策である (Iris Marion Young, *Justice and the Politics of Difference*, Princeton University Press, 1990, pp. 173-191)。しかし
ながら、この七〇年代(英訳、一九七〇年頃)が、この理論的立場(立つものか、されども、この政策を学校・職場における一定の平等化が達成
されるべきの暫定的・過渡的手段と見なす)、リバリストの範疇に止まぬものであるかばかりの文脈からは明らかではない。
- (33) Dionne, 1991, p. 34.
- (34) *Ibid.*, pp. 48-49.
- (35) *Ibid.*, pp. 35-36. (英訳、五四一五六頁)
- (36) *Edsall=Edsall, 1991*, pp. 56-58, 122-129. (英訳、九〇一九二一-一九七一-一〇七頁)

論 説
(37) *Ibid.*, p. 37. (英訳、五七頁^o)

(38) Sandel, 1996, p. 300.

(39) Edward Carnines and James A. Stinson, *Issue Evolution*, Princeton University Press, 1989, p. 45.

(40) Sandel, 1996, p. 299.

(41) 近藤康正著「社会の構造—理論的刷新から」(一九八〇年)、二八九頁。

(42) Edsall=Edsall, 1991, p. 57. (英訳、九一頁^o)

(43) Phillips, 1969, p. 37.

(44) Edsall=Edsall, 1991, p. 95. (英訳、一五四頁^o)

(45) Martin Gilens, *Why Americans Hate Welfare, Race, Media, and the Politics of Antipoverty Policy*, The University of Chicago Press, 1999, pp. 18-19 (英訳) Gilens, 1999. 二〇〇〇年、全人口より多い黒人層の割合は、「一輪強である」とある。つまり、黒人層の割合は、六九年には四五・一%（白人層は四八・七%）であった (Gary Bryner, *Politics and Public Morality*, W. W. Norton and Company, 1998, (Bryner, 1998 ジテ) pp. 12-13)。しかし、実際には、受給者の半数が白人であるからかねば、国民の認識は違う。たゞ、「福祉」が黒人への現金給付を想起させる「人種的」カラーリングされた race-coded 論議」である。この点は多くの論者が指摘している (Gilens, 1999, pp. 67-68)^o

(46) Baer, 2000, p. 17.

(47) Edsall=Edsall, 1991, p. 12. (英訳、一七頁^o)

(48) *Ibid.*, pp. 52, 106-107. (邦訳、八三「四〇〇〇頁^o」)。一九〇〇年一七〇〇年の間に殺人容疑による黒人の逮捕率は一三〇%以上増加し、同時期に、黒人女性の婚外出産率は一一・六%から一二・九%に上昇している。これに対しても白人女性における比率は一一・三%から五・七%に上昇したのみである。

- (49) Arthur M. Schlesinger, Jr. (ed.), *History of American Presidential Elections 1789-1968*, Chelsea House Publishers, 1985, p. 3833.
- (50) *Ibid.*, p. 3836.
- (51) *Ibid.*, p. 3837.
- (52) *Ibid.*, p. 3644.
- (53) Kent Weaver, "Controlling Entitlements", in *Chubb and Peterson*, 1985, p. 313. *Brymer*, 1998, p. xii.
- (54) Arthur M. Schlesinger, Jr. (ed.), *History of American Presidential Elections 1789-1968*, Chelsea House Publishers, 1985, p. 3838.
- (55) *Ibid.*, p. 3783.
- (56) Arthur M. Schlesinger, Jr. (ed.), *History of American Presidential Elections 1789-1984*, Chelsea House Publishers, 1986, p. 47.
- (57) *Dionne*, 1991, pp. 194-195, 243-245.
- (58) Joseph J. Hogan, "Reaganomics and Economic Policy", in Dilks M. Hill, Raymond A. Moore, Phil Williams (eds.), *The Reagan Presidency*, The Macmillan Press, Ltd., 1990, p. 135.
- (59) Arthur M. Schlesinger, Jr., *History of U.S. Political Parties*, Vol. V, Chelsea House Publishers, 2002, p. 3564.
- (60) *Ibid.*, p. 3566.
- (61) *Ibid.*, p. 3567.
- (62) *Ibid.*, p. 3579.
- (63) *Ibid.*, p. 3565.
- (64) *Ibid.*, p. 3568.
- (65) 六八年以降の大統領選舉に及ぶる共和党支持と有権者の争点選好の関係を計量的に分析した業績として、David G. Lawrence; *The Collapse of Democratic Majority*, Westview Press, 1996, pp. 69-73.⁶⁶ 本稿の分析との違ひは、彼の分析が、①共和党

の新しい支持基盤のうち、「南部白人層」（あるいは「白人一般」）を対象としている」と、および2)投票行動に影響を与えた争点として、狭義の「人種争点（強制バス通学など）」のみを取り上げ、他の広範な諸争点との影響力の比較を行っていないことである。彼は、「南部白人層（もしくは白人一般）」を対象として、六八年以降、狭義の人種争点が政党支持の主要な規定因ではないことを示しているが、これは、「白人労働者層」を対象とした本稿の分析と一致する結果である。また、彼は、狭義の人種争点が経済的争点と有権者の認識の中で結合し、政党支持に間接的に影響を与えていた可能性を示唆しているが、それを計量的に示したわけではない。本稿の分析は、このような認識が、六八年と八〇年には実際に（白人労働者層の中に）存在していたことを示したものである。

(66) 八〇年のデータでは、この質問項目は「連邦政府は、マイノリティの社会・経済状況を改善するために特別な努力をすべきか」であり、特に「積極的差別是正措置」の是非を問うものとなつていて。

(67) 八〇年のデータでは、この質問項目は、「ロシアとの宥和の是非」である。

(68) 八〇年のデータでは、この質問項目は、より具体的に学校における人種統合を達成する上で「強制バス通学」という政策手段を採用することの是非を尋ねている。

(69) ここで、共和党への投票行動をダミー変数 $\equiv 1$ 、「それ以外」を $\equiv 0$ に設定しなかつた理由は、六八年選舉に参加した第三党「アメリカ独立党」の政策的位置に関わる。同党は、文化的保守主義、人種政策への批判などを掲げ、共和党ニクソンと政策的に近似していた。この場合、被説明変数を共和党への投票／それ以外の二値として区分すれば、後者に民主党への投票と独立党への投票が合算されてしまい、共和党への投票との差異が曖昧化する危険性がある。したがって、この分析においては、「共和党／民主党」間の投票行動の分岐を被説明変数とし、独立党への投票者を含む残余を全て欠損値として処理することにした。

(70) Baer, 2000, pp. 190-192.